

京都市告示第395号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）第51条の20第1項の規定により、次のとおり法第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者を指定しました。

平成29年10月13日

京都市長 門川 大作

1 申請者

合同会社向日葵（代表社員 山本 尚紀）

2 申請者の主たる事務所の所在地

京都市上京区今出川通烏丸東入相国寺門前町670番地10

3 事業所の名称

ひまわり指定特定相談支援事業所

4 事業所の所在地

京都市上京区今出川通烏丸東入相国寺門前町670番地10

5 指定する事業の種類

計画相談支援

6 指定年月日

平成29年10月5日

7 事業所番号

2630281356

（保健福祉局障害保健福祉推進室）